



## 問 町の空家対策は？

答 今年度中におこなう

### 問

最近10年で人口2500人の増加に対し、620世帯が増えている。日常的な管理がおろそかになりがちで、適切な管理がされず、放置されたままの空き家は、老朽化による屋根材等の飛散、不審者の侵入、ごみの放置など、防災・防犯・衛生・景観等の面で大きな問題。空家対策の推進に関する特別措置法が施行され空き家等の実態調査の結果は。

#### 総務課長

平成23年の調査において、71戸の空き家が判明し、その後、調査を行っていない。福岡県、県内市町村、そして関係団体が一体となり、空き家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に推進していくため、福岡県空家対策連絡協議会が結成され、空き家問題の取り組みが強化された。庁舎内の空き家対策に関する体制については、総合窓口を建設水道課とし、関係課で連絡調整しながら対応する。

### 問

空家対策等の推進に関する特別措置法が施行され市町村の責務として、空き家等対策計画の作成及び空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努める。

1 番目、本町での空き家対策等の実施の重要性、

2 番目に、本町の計画の作成及び公表の時期、

3 番目に、第7条にある協議会の組織の立ち上げを行うのか、また、立ち上げるのであれば、その時期などより具体的に問う。

#### 総務課長

空き家等の外見調査とその所有者の特定を行い、総合的な把握に努め、今年度中にデータベースの整備を完了したい。空き家等の対策に対する協議会の設置や、空き家等に関する対策の計画の策定に向けた取り組みについては、総合的な把握を行った後に行う。策定した空き家等に関する計画については、計画を協議会に諮った上で遅滞なく公表する。

### 問

空家対策に関する特別措置法に絡んで、町の条例等を制定する予定や時期は。また措置法を実施するに当たり、今年度中に実施というが、時間がかかるのであれば、他市町村で既に実施している「老朽危険家屋等除却促進事業」を実施する予定はあるか。

#### 総務課長

町民生活に重要な安全措置等を定めるとともに、協働と連携により予防、活用の取り組みが必要ではないかと考えている。法律では、特定空き家等について「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」等々、抽象的な表現になっている。具体的にその状態を条例で規定することも必要になっていくので、条例の制定も考える。「老朽危険家屋等除却促進事業」は、近隣の市を十分参考にしておいて、実態調査の結果も踏まえ、必要であれば、その事業も進めていく。

### 意見

景観・土地利用計画との関連も大いにある。まちづくりでは、大変重要な案件なので各課との連携を密にされ、二層一意専心していただくようお願いする。

